

JR東海労ニュース

No.1020

2008年2月26日

JR東海労働組合

パワハラは一切ありません!?
おいおい、ホントかよ!

2月25日、中央労働委員会にて、大阪第三車両所における不当労働行為事件についての審尋が行われ、笹田証人が会社の不当性について堂々と証言しました。

これは、大阪第三車両所で会社が、JR東海労が行ったビラ配布などの正当な組合活動に介入、妨害したことに對して、JR東海労大三両分会が労働委員会に救済を求めた事件です。初審の大阪府労働委員会ではJR東海労の全面的勝利となり、会社が不服として中央労働委員会に上申したことで、現在中央労働委員会で争っています。昨日の審尋の中で、

職場でビラ配布をしても処分は出さない!

職場で組合情報を読むことは何の問題もない!

ことがやり取りの中であきらかとなりました。**遠慮しないで職場で組合活動をどしどし行いましょう!**

ところで、会社側証人が「**パワハラは一切ありません**」と証言しましたが、その割りに、なぜ自殺者が後を絶たないのか?管理者が、パワハラの自覚の無いことにたちの悪さと恐ろしさを感じます。

なおこの日、東京の車両所(会社側)から陳述書が出されましたが、中央労働委員会はこれを却下しました。

笹田証人、介入の事実を明らかにする!